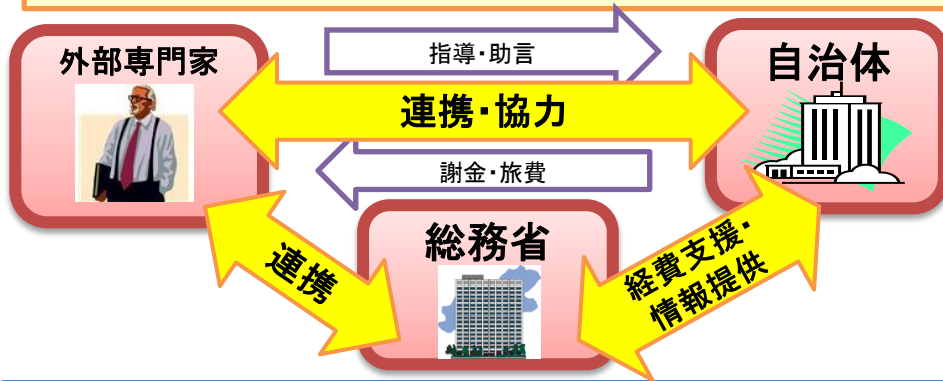


「外部専門家(アドバイザー)」制度について

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援



外部専門家の紹介

○地域人材ネット

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を「外部専門家(地域力創造アドバイザー)」としてデータベース(地域人材ネット)に登録。平成27年9月現在、民間専門家(301名)、先進市町村で活躍している職員(26名(組織を含む))に登録。(計327名)
<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

外部専門家招へい事業(特交措置、26年度)

市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいし、地域活性化の取組を実施する場合、取組に要する経費に対し特別交付税措置。

【対象経費】外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者(※2)に対する旅費・謝金(報償費)(※3)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)

【上限額等】財政力指数等により以下に示す額を上限額とし、1~3年間を活用期間とする。なお、当面、1市町村につき1回に限る。

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。

※2 地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者

※3 先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする。

外部専門家活用区分	財政力指数全国平均(H22~24=0.49)	1市町村当たり上限額(千円)		
		初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
先進自治体職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

外部専門家招へいにより、地方への新しい人の流れをつくることを支援するため27年度から財政措置を拡充

- ・1市町村の上限額を初年度と同額に引き上げて拡充。
- ・対象地域については、定住自立圏を実施する自治体、条件不利地域を有する自治体に限定。

外部専門家活用区分	1市町村当たり上限額(千円) ※1, 2		
	初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等活用	5,600		
先進自治体職員(組織)活用	2,400		

※4 算定にあたっては財政力補正を用いる。

(財政力補正は、各自治体の財政担当課に御確認下さい)

※5 26年度対象自治体については経過措置を適用する。

拡充